

「障がい者計画」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」

1. 2つの計画の特色について

| 区分 | 障がい者計画 | 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 |
|-----|--|--|
| 概要 | <p>■障がい者施策の基本計画として、施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立と社会参加を促進するために策定する。</p> <p>■策定に当たっては、国の障害者基本計画・都道府県障害者計画を基本とし、障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならないとされている。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>★障がい者施策の基本的な事項や理念を定めるもの</p> | <p>■障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するための基本的事項を定めるもの。</p> <p>■策定に当たっては、障害者自立支援協議会の意見を聴くように努めるとともに、都道府県の意見を聴かなければならないとされている。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>★障がい者計画の「生活支援」に関する事項中、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画的な位置付けも有する</p> |
| 根拠法 | <p>■障害者基本法</p> <p>第11条第2項 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「都道府県障害者計画」という。)を策定しなければならない。</p> <p>同条第5項 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第36条第1項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。</p> <p>第36条 都道府県(地方自治法第252条の19第1項の指定都市を含む。以下同じ。)に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他合議制の機関を置く。 ア 都道府県障害者計画に関し、第11条第5項に規定する事務を処理すること。 イ 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、又その施策の実施状況を監視すること。 ウ 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。</p> | <p>■障害者総合支援法</p> <p>第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。</p> <p>同条第9項 市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会(以下この項及び第89条第6項において「協議会」という。)を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。</p> <p>同条第11項 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第2項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。</p> |

| | | |
|----------|--|--|
| これまでの経緯 | <p>① 昭和54年 国連「長期国家計画」策定勧告 昭和57年 中央心身障害者対策協議会意見 具申 ↓ 【国】障害者対策に関する長期計画（昭和58～平成4年度・10年間）</p> | |
| | <p>② 平成5年 障害者基本法成立 ↓ 【国】障害者対策に関する新長期計画（平成5～14年度の10年間） ＝ 第1次障害者基本計画 《義務策定》 【都道府県・市町村】は《努力義務》</p> | |
| | <p>③ 平成16年 障害者基本法改正 ↓ 【国】ア 障害者基本計画（平成15～24年度・10年間） ＝ 第2次障害者基本計画 《義務策定》 イ 第3次障害者基本計画（平成25～29年度・5年間） 【都道府県】障害者計画（平成16年6月～） 《義務的策定》 【市町村】 障害者計画（平成19年4月～） 《義務的策定》</p> | <p>① 平成18年 障害者自立支援法成立 ↓ 【国】障害福祉基本指針（厚生労働省告示） 【都道府県】・【市町村】 障害福祉計画 いずれも、平成18～20年度・3年間 《義務策定》</p> |
| | <p>④ 現在 【国】第3次障害者基本計画（平成25～29年度・5年間） 第4次障害者基本計画（平成30～令和4年度・5年間） 【都道府県】【市町村】 ◆計画期間は自治体により様々 ◆本市は、平成30年度より、障害福祉計画と一体的に策定している。（東京都等も同様）</p> | <p>② 以後 （途中平成25年「障害者総合支援法」成立） 【国】・【都道府県】・【市町村】とも ◆第2～4期：平成21～29年度（1期3年ごと） ◆第5期：平成30～令和2年度 ③障害児福祉計画策定 ◆第1期：平成30～令和2年度</p> |
| 主務官庁 | 内閣府 政策統括官（共生社会政策担当） | 厚生労働省 社会・援護局 |
| 今回の上位計画等 | 【国】第4次障害者基本計画（平成30年～34年度・5年間） | 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和3～5年度・3年間） 【改正：令和2年5月19日厚生労働省告示第213号】 |
| 主な特徴 | 第4次障害者基本計画では障害者権利条約との整合の重視を前面に出している ※次期静岡市障がい者共生のまちづくり計画改正のタイミングでの改正・変更はなし。 | 厚生労働省告示第213号における改正点は資料4-5参照 ※次期静岡市障がい者共生のまちづくり計画改正のタイミングでの改正・変更あり。 |

2. 計画の期間

○計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とすることを検討しています。

(平成30年度より、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画を1本化)

| | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|-----------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 静岡市 障がい者計画 | → | | | → | | | → | | | → | | |
| 静岡市 障がい福祉計画 | → | | | → | | | → | | | → | | |
| 静岡市 障がい児福祉計画 | → | | | → | | | → | | | → | | |
| 第3次静岡市 総合計画 | → | | | → | | | | | | | | |
| 内閣府 障害者基本計画 | → | → | | | | | → | | | | | |
| 静岡県 障害者計画 | → | → | | | | | → | | | | | |
| 静岡県 障害福祉計画 | → | | | → | | | → | | | → | | |